

# 社会福祉法人 浄真福祉会 役員等報酬規程

## (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 浄真福祉会（以下「当法人」という。）定款第八条及び第二十一条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする。）の報酬等について定めるものとする。

## (役員報酬)

第2条 当法人の役員報酬は、支給しないものとする。

## (費用弁償)

第3条 役員が、理事長の指示又は理事会の委任を受け下記の法人業務を行う場合、次の通り費用を弁償する。ただし、施設長等の施設職員が役員の場合は支給しない。

### (1) 理事会及び評議員会に出席した場合の費用弁償

都城市内	交通費として実費相当額を支払う。
その他	当法人「旅費規程」による。

### (2) 監事が、監査を実施した場合の費用弁償

都城市内	交通費として実費相当額を支払う。
その他	当法人「旅費規程」による。

## (支給の辞退)

第4条 役員が、それぞれの意思にて本規程における支給を辞退する場合は、支給しない。

## (改廃)

第5条 本規程は、評議員会の議決を経て、改廃することができる。

## 附 則

1. この規則は、平成29年4月1日から施行する。